

駒ヶ根市市民活動総合補償制度Q & A

〇 制度について

Q:1 駒ヶ根市市民活動総合補償制度はどのような制度ですか。

A:1 自治会・子ども会・分館・市民活動団体等の公益的な活動中の事故に対する補償制度です。

Q:2 どのような事故を対象としていますか。

A:2 損害賠償責任事故と傷害事故の2種類の事故を対象としています。

(1) 損害賠償責任事故

市民活動主催者等が、市民活動中の過失により、他人の生命、身体若しくは財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う場合に適用となります。

(2) 傷害事故

市民活動中に発生した傷害事故により、指導者等が死亡又は負傷した場合に適用となります。

Q:3 保険料はいくらですか。また、補償を受けるためには事前に登録する必要がありますか。

A:3 保険料を負担する必要はありません。また、保険の対象者であれば、事前の活動計画、名簿の提出などの手続きは不要です。事故発生後に事故報告をしていただきます。

※事故があった際は、参加者名簿、規約、活動スケジュール等を提出いただきますので、日頃から備えておくようにしてください。

Q:4 名簿の提出は、個人情報保護の観点から抵抗があります。

A:4 けが等の補償をするためには、名簿の提出が必要です。なお、市、保険会社とも、個人情報の取扱いには十分に注意しています。

Q:5 補償金の請求が遅れてしまったのですが、請求期間はどのくらいですか。

A:5 まずは、団体の担当課までご連絡ください。3年以上経過すると事故の請求はできません。

Q:6 通院補償、入院補償は、定額ですか。入院の際の差額ベッド代などは保険金として支払われますか。

A:6 定額です。入院及び通院補償金の支払いは、実際にかかった費用を基準に

支払を行うものではなく、入院は1日につき2,000円、通院は1日につき1,000円支給されます。

Q:7 個人で加入している保険がある場合でも、本制度から補償金は支払われますか。どちらかが優先されますか。

A:7 傷害事故については、他の保険や補償に関係なく補償金が支払われます。賠償事故については、すべての保険等を合算して損害額のみが支払われます。

Q:8 交通費を受け取った場合は本制度の対象とならないのですか。

A:8 交通費、食費などの活動中に消費される程度のものは、報酬とはみなしませんので概ね対象となります。ただし、労働の対価として支払われる金品や時間毎に増える性質のものは報酬とみなしますので対象となりません。

Q:9 対象となる団体や人はどのような方ですか。

A:9 次の団体の指導者、スタッフ、参加者です。

※単なる見学人等自発的参加の意思のない人は対象となりません。

- 区、自治組合、分館、子ども会、支え合い推進会議等
- 市内において市民活動を行うことを目的として自主的に組織され、市内に主たる活動の拠点を有し、原則として5人以上で構成員の70%が本市に住所を有する市民で構成され、規約、会則等を定めている団体等。
- 市が主催、共催する事業。

Q:10 対象となる活動はどのようなものですか。

A:10 次の要件をすべて満たす活動です。

- 継続的、計画的に行われる活動
- 無報酬で行う活動 ※交通費・食事代などは無報酬とみなします。
- 日本国内での活動

Q:11 対象とならない活動はどのようなものですか。

A:11 次の活動です。

- 政治、宗教、選挙、営利を目的とする活動。
- 学校、幼稚園、保育園の行事（クラブ活動含む。）など学校管理下における活動。
- 社会貢献の割合よりも構成員の自己啓発、技術向上、競技性、趣味、親睦などの割合が高い活動。

・海外での活動

Q:12 従来、自治会等で入っていた保険は不要になるのですか。

A:12 この補償制度は、お見舞金の意味合いが強く、補償内容は、必要最低限のものであります。また、市民活動におけるすべての事故を補償の対象とするものではないため、より充実した補償を必要とする場合は、別途保険に加入することをご検討ください。

Q:13 事故が発生した場合はどのような手続が必要ですか。

A:13 まずは、活動団体に関係する担当課にご連絡ください。その後、速やかに事故報告書の提出をお願いします。事故報告書は、市ホームページや担当課窓口で入手できます。

また、次の書類を添付していただきます。

- ・団体の規約など概要を把握できる書類。
- ・事業計画やチラシなど活動の内容が把握できる書類。
- ・活動されていた方の名簿。

Q:14 事故報告書の「代表者名欄」は、活動当日の責任者に記入してもらえばいいですか。

A:14 団体全体の代表者が記入してください。

Q:15 保険の請求手続は何が必要ですか。

A:15 保険対象となるか否かの判断ができましたら、保険会社からご連絡があります。請求書が送付されますので、関係書類を添えて提出をお願いします。

○ 制度の適用について

Q:16 自宅と活動場所の行き帰りの途中の事故は補償の対象となりますか。

A:16 傷害保険については、市民活動を行う場所と住居との通常の経路及び方法による往復途中の事故についても対象となることがあります。経路図が必要になりますので、事故報告書と併せてご提出ください。

Q:17 市外に住んでいる人が駒ヶ根市で活動する場合は補償制度の対象になりますか。

A:17 対象になります。ただし、市外に住んでいる人の市外での活動中の事故や市外で活動するための往復途中の事故は対象となりません。

Q:18 活動中に自動車にはねられてケガをした場合は、傷害保険の対象になりますか。

A:18 傷害事故は対象です。自動車、原動機付自転車による賠償責任事故は自動車保険等で対応していただくことになります。

Q:19 スポーツ団体は保険の対象になりますか。

A:19 本保険では地域交流などを目的として行われる危険度の低いスポーツを対象としています。例えば、区や分館が主催する運動会やソフトボールなどは対象になります。しかし、スポーツ活動の競技を主な目的として組織された体育協会、スポーツ少年団の加盟団体が行うスポーツ活動の事故は対象外です。

○ 事例について

奉仕的活動

Q:20 区や自治会活動で行う近接の公園の清掃活動や草刈は対象となりますか。

A:20 公園や道路のような、不特定多数の方が使う場所の清掃は公益的活動であるため、継続的、計画的な活動であることなどの要件が満たされれば対象となります。

Q:21 区や自治会の清掃活動で草刈機を使っていたところ、はねた石が他人の自動車に当たり窓ガラスを割ってしまった場合、賠償責任保険の対象になりますか。

A:21 活動を主催する団体の指示等に原因があり事故が起こった場合、対象になります。

Q:22 見守り活動中のけがは対象になりますか。

A:22 対象になります。

Q:23 地震が起こり、自治会で避難所の炊き出しをしていた際にやけどをしてしまった場合、傷害保険の対象になりますか。

A:23 被災地での給水、炊き出しボランティアなど復旧活動は対象になります。
※地震によるけが、危険度の高い救助活動などは対象外です。

Q:24 サロンの参加者を迎えに行った際にけがをした場合は対象になりますか。

A:24 迎えに行った方がサロンの活動者など活動の一員であれば対象になります。

□ 社会教育活動

Q:25 市民活動団体のクラブ活動での事故は、対象になりますか。

A:25 その活動が、趣味の集まりではなく公益的な活動であれば対象となります。

Q:26 公民館主催の夜間ソフトボール大会は対象になりますか

A:26 地域の活性化や親睦などを目的としていますので対象になります。

□ 地域社会活動

Q:27 地区の運動会は対象になりますか。

A:27 名簿があり、出場していたことがわかれば対象となります。

Q:28 区等が行うお祭りは保険の対象になりますか。

A:28 神社、お寺、氏子総代が主催となるお祭りや行事は、神仏をまつという目的があると考えられるため、保険の対象外です。

※自治会等が学校の校庭等で行う夏祭りなど宗教性のないお祭りは対象となります。

Q:29 自治会主催の夏まつりの最中、テントが倒れ、参加者にケガをさせた場合、賠償責任保険の対象になりますか。

A:29 活動を主催する団体が防止策を怠った等の原因があり、それによって参加者にケガをさせた場合は賠償責任保険の対象となります。

□ 市主催共済事業

Q:30 市民総体は対象になりますか。

A:30 市主催の事業になりますので、対象となります。

□ その他

Q:31 活動場所へ向かう途中で転んでケガをしました。市民活動前の事故ですが対象になりますか。

A:31 活動場所と住居との通常経路の往復途上における事故は対象となります。ただし、寄り道などをした場合は対象外となります。

Q:32 熱中症は対象になりますか。

A:32 対象となります。

Q:33 食中毒は対象となりますか。

A:33 対象となります。

Q:34 コミュニティスクールの事故は対象になりますか。

A:34 学校管理下となるため対象になりません。

※学校管理下の活動は保険の対象外です。学校管理下の活動とは、学校の教師又は職員が職務として立ち会っている活動や行事（授業・部活動等）をいいます。

※幼稚園、保育園の活動や行事も保険の対象外です。

駒ヶ根市市民活動総合補償制度Q&A

駒ヶ根市役所総務課行政管理係

〒399-4192

住所 駒ヶ根市赤須町20番1号

電話 0265-83-2111